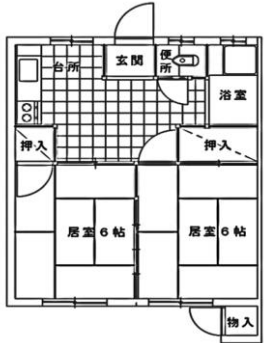
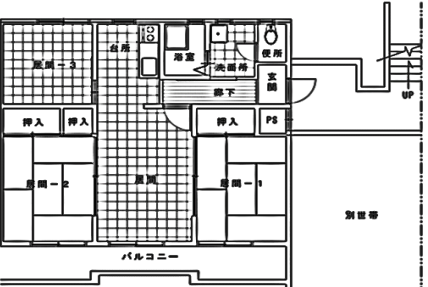
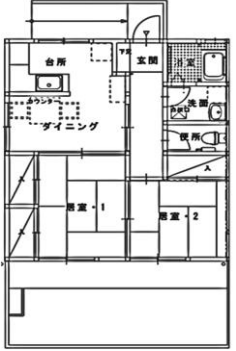


回 覧

『 住 宅 入 居 者 の 募 集 』

下記及び裏面のとおりに入居者を募集します。

住 宅 の 種 類	町 営 住 宅	町 営 住 宅	町 営 住 宅
団 地 名	小 浜 団 地	水 の 下 団 地	新 小 浜 団 地
住 宅 の 所 在 地	小 浜 町	宮 崎 町	小 浜 町
募 集 住 宅	○一般世帯向け（単身入居可） ○募集する部屋 A棟2号 ○構造等 2K（簡易耐火構造/平家） 和室6畳2間	○一般世帯向け ○募集する部屋 2号 ○構造等 3LDK（鉄筋コンクリート造/平家） 和室6畳2間/洋室4.5畳1間	○小世帯向け ○募集する部屋 SB棟2号 ○構造等 2DK（木造/平家） 和室6畳1間/和室5畳1間
入 居 資 格	○収入基準額 月額所得 ≤ 158,000円 ○現に住宅に困窮していることが明らかな場合。 ※入居（同居含）希望者で家屋を所有していない方。 ○本人及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。	○収入基準額 月額所得 ≤ 158,000円 ○現に住宅に困窮していることが明らかな場合。 ※入居（同居含）希望者で家屋を所有していない方。 ○本人及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。	○収入基準額 月額所得 ≤ 158,000円 ○現に住宅に困窮していることが明らかな場合。 ※入居（同居含）希望者で家屋を所有していない方。 ○本人及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
家 賃	○最低家賃（月額） 7,000 円 ※上記は最低家賃であり、実際の家賃は収入状況により決定されます。	○最低家賃（月額） 16,000 円 ※上記は最低家賃であり、実際の家賃は収入状況により決定されます。	○最低家賃（月額） 12,800 円 ※上記は最低家賃であり、実際の家賃は収入状況により決定されます。
入 居 期 間			
間 取 図			

他住宅の情報、申込方法等につきましては裏面をご覧ください。

(裏 面)

住宅の種類	町有住宅	町有住宅	申込方法
団地名	斑住宅	宮崎町定住促進住宅	
住宅の所在地	斑在	宮崎町	
募集住宅	<p>○一般世帯向け（単身入居可） ○募集する部屋 1号,3号 ○構造等 3K（鉄筋コンクリート造/2階） 和室6畳1間/洋室4.5畳2間</p>	<p>○一般世帯向け（単身入居可） ○募集する部屋 A棟1号 ○構造等 3K（鉄筋コンクリート造/2階） 和室6畳1間/洋室6畳2間</p>	<p>申込の際に下記書類を添えて、お申し込み下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居申込書 ・申込調査票 ・同意書 ・納税証明書（未納がない証明書） ・無資産証明書 ・マイナンバーがわかるもの <p>※入居申込書、申込調査票及び同意書は建設課で備えています。</p> <p>※税金の未納がない証明書及び無資産証明書は住民課での発行となります。</p>
入居資格	<p>○現に住宅に困窮していることが明らかな場合。 ※入居（同居含）希望者で家屋を所有していない方。</p> <p>○本人及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>○小値賀町への定住の意思があること。</p>	<p>○UIターン者で、在住期間が3年に満たないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Uターン者 町内で育ったものが一度島外へ転出し、その後町へ戻り生活をするもののことをいう。 ・Iターン者 町外で育ったものが、町へ転入し、生活をするもののことをいう。 <p>○本人及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>○小値賀町への定住の意思があること。</p>	
家賃	<p>○最低家賃（月額） 9,800 円 ※上記は最低家賃であり、実際の家賃は収入状況により決定されます。</p>	<p>○家賃（月額） 10,000 円 ※本住宅は定額家賃となります。</p>	
入居期間	3年以内（町内で安定した生活を築くまでの期間）		<p>受付期間 令和5年7月21日（金）まで</p>
間取図			<p>(注意事項)</p> <p>※申し込み者数が、募集戸数よりも多い場合は、選考又は抽選となります。 また、住宅及びその敷地内で、犬・猫等の動物を飼育しないことも入居の条件となります。</p> <p>[連絡先] 小値賀町役場 建設課 建設管理班 TEL 0959-56-3111</p>